

資料 2 - 2

○清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則

平成27年6月26日規則第25号

清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例（平成26年清須市条例第23号）第15条第1項の規定に基づき、清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第62条第2項の通知は、市長が文書をもって行う。

(委員の参集)

第3条 前条の通知を受けた審議会の委員（以下「委員」という。）は、指定された日時及び場所に参集しなければならない。

2 委員は、事故等により審議会の会議（以下「会議」という。）に参集できない場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

(会長及び会長代理)

第4条 審議会に会長及び会長代理1人を置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長の選挙)

第5条 会長は、審議会の委員の選挙後最初の会議において、委員のうちから委員が選挙する。

2 審議会の会長の選挙は、委員の単記無記名投票により行い、有効投票の過半数を得た者をもって当選人とする。

3 前項の選挙において有効投票の過半数を得た者がいないときは、有効投票数の多い者2人について決選投票を行い、多数を得た者をもって当選人とする。

4 前項の規定による決選投票を行うべき者及び当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

5 第2項の選挙について、委員の異議がない場合は、指名推薦の方法により出席委員の全員の同

意をもって選出することができる。

(会長代理の選挙)

第6条 会長代理の選挙は、会長の選挙の例による。

(委員の退席)

第7条 委員は、会議中退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、会議中に出席委員の半数以上を欠くことが予想される場合は、委員の退席を禁じることができる。

(議事の整理)

第8条 会長は、市と協議の上、当日の会議を開閉し、会議の順序を定め、議事を整理するものとする。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

3 会長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、委員の発言を制止し、又は会議を中断し、若しくは中止することができる。

(採決の宣言)

第9条 会長は、議案を採決しようとするときは、その旨を宣言するものとする。

(採決)

第10条 議案の採決は、原則として挙手により決する。

(関係者の出席等)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第12条 会長は、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に出席した職員の職及び氏名
- (4) 会議に付した議案名及び当該議案の採決に関する事項
- (5) 議事の概要及び経過
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(議事録への署名)

第13条 議事録に署名する委員は、会長のほか2人とし、会議の始めに会長が指名する。

(委員の辞任)

第14条 委員が辞任しようとするときは、審議会の許可を得なければならない。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、建設部新清洲駅周辺まちづくり課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。